

第 2 回「機能性表示食品広告審査会」結果報告

1. 日 時

令和元年 11 月 26 日（火）13：00 ～ 17：00

2. 場 所

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 3 階会議室

3. 審査対象広告

収集対象：令和元年 3 月 1 日～令和元年 5 月 31 日（3 ヶ月間）出稿分

収集方法：協会会員企業に提供依頼

収集件数：44 件（内訳：テレビ 19 件、新聞 12 件、雑誌 2 件、Web (LP) 11 件）

4. 審査要領

外部専門家（第三者委員）4 名と、協会会員企業で構成される「機能性表示食品広告部会」の代表 3 名の 7 名からなる審査委員会において、健康増進法等の関連法規、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成 28 年 6 月 30 日 消費者庁）および「『機能性表示食品』適正広告自主基準」（平成 28 年 4 月 25 日）を審査指針とし、審査対象としたそれぞれの広告について、当該機能性表示食品の「届出表示」及び上記審査指針との適合性について精査した。

5. 審査結果

媒体 \ 判定	A	B	C	問題なし	合計
テレビ	0	0	2	17	19
新聞	0	0	3	9	12
雑誌	0	1	0	1	2
Web (LP)	0	3	3	5	11
合計	0	4	8	32	44
会社数と商品数	—	2 社 3 商品	5 社 8 商品	15 社 29 商品	19 社 36 商品

* 適合性に疑問のある広告については、当該企業に連絡し改善を促した。

注) 審査基準

- A 判定
- 健康増進法等に抵触するもの、もしくは抵触するおそれのあるもの
 - 「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成 28 年 6 月 30 日 消費者庁）に著しく抵触^(*)するもの
 - ^(*) 著しく抵触：1 つの広告の中に抵触する箇所が複数ある。
 - 虚偽、機能性表示食品の届出範囲を超える表現など「『機能性表示食品』適正広告自主基準」（平成 28 年 4 月 25 日）に著しく抵触するもの
- B 判定
- 「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成 28 年 6 月 30 日 消費者庁）に抵触するもの
 - 「『機能性表示食品』適正広告自主基準」（平成 28 年 4 月 25 日）に抵触するもの
- C 判定
- 「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成 28 年 6 月 30 日 消費者庁）に抵触するおそれのあるもの
 - 「『機能性表示食品』適正広告自主基準」（平成 28 年 4 月 25 日）に抵触するおそれのあるもの
 - 消費者に誤認を与えるおそれのあるもの

6. 機能性表示食品広告審査会（第2回）審査概評

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
機能性表示食品広告審査会 委員長 林 功

機能性表示食品は2015年4月の制度施行から5年目を迎え、既に届出件数は2,000件を超えてきており、消費者に一定の認知を得てきております。機能性表示食品の消費者への適切な情報提供の観点では、広告表示に関する事業者団体の取組みとして、健康食品産業協議会と日本通信販売協会が「『機能性表示食品』適正広告自主基準」を公表しております。一方で、2017年には機能性表示食品の販売事業者に対し景品表示法に基づく措置命令が出されております。こうした状況の中、公益財団法人 日本健康・栄養食品協会では、機能性表示食品の広告の適正化と向上を図り、機能性表示食品の適切な情報の提供ならびに機能性表示食品制度に対する消費者からの信頼を一層高めることを目的に、2018年に機能性表示食品広告審査会（以下、広告審査会という）を設置致しました。同年より広告審査会を実際に立ち上げ、昨年11月には第2回目の広告審査会を開催し、このたび初めて審査結果を公表することとなりました。

〈広告審査会の概要〉

広告審査会は、4名の第三者委員と日本健康・栄養食品協会会員企業で構成される「機能性表示食品広告部会」の代表3名の7名からなり、健康増進法等の関連法規、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成28年6月30日 消費者庁）および「『機能性表示食品』適正広告自主基準」（平成28年4月25日 以下、「自主基準」）を審査指針として、審査対象としたそれぞれの広告について、当該機能性表示食品の「届出表示」及び上記審査指針との適合性について精査しております。第2回広告審査会は2019年11月26日に開催し、合計44件の広告（審査対象媒体：新聞、雑誌、TVCM、Web（LP））について審査致しました。

〈第2回広告審査会の審査結果〉

審査指針への抵触の程度により、A、B、Cの3段階で判定した結果、「A」判定0件、「B」判定4件、「C」判定8件となりました。「B」判定については、広告で使用するグラフの選択理由の記載が不適切な広告が審査指針に抵触していると判定されました。「C」判定については、主に、届出表示の機能性の範囲を逸脱し、消費者に誤認を与えかねない表現等を含む広告が審査指針に抵触するおそれがあると判定されました。

A～C判定とされた広告については、協会から当該企業に結果を通知し、広告表示の改善を促すとともに、全ての広告提供企業に対しては、審査結果のみならず、広告審査会で指摘された今後の課題や参考意見についても、併せて連絡しております。また、日本健康・栄養食品協会会員等にも商品名等を伏せた上で結果を周知し、今後の適正な広告作成の一助としていただくこととしております。

〈広告審査会の今後について〉

機能性表示食品の広告審査会は、当協会が2013年度より実施している特定保健用食品（以下、トクホ）の広告審査会の審査方針に準じておりますが、消費者庁が認めた許可表示に対する逸脱を精査するトクホの広告審査と比べ、機能性表示食品は、事業者ごとに異なる届出表示と審査指針とをそれぞれの広告表現に照らし合わせるため、より一層、精査する必要があります。更に、許可制であるトクホとは異なり事業者責任に基づく届出制であるため、届出表示のエビデンスの妥当性をいかに確認するかは今後の課題と考えます。

なお、機能性表示食品の事後チェック指針が本年度中に通知される予定であるため、審査基準の見直し、または、「『機能性表示食品』適正広告自主基準」の改訂が必要と考えます。機能性表示食品制度は、事業者の責任において、科学的根拠に応じた多岐にわたる機能性訴求が可能となる反面、多様な機能性を誤認なく適切に消費者に伝える必要があり、その広告活動における事業者の責任はより大きくなります。届出事業者におかれては、消費者にとってわかりやすい広告表示になるよう一層のご尽力をお願いいたします。

以上